

七尾市一般廃棄物処理業の経理的基礎に関する審査基準

制定：令和5年1月16日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条の2第2号ロ及び第2条の4第1号ロに定める一般廃棄物の収集又は運搬及び処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを、以下の基準により確認する。

第1 営業実績が2年以上ある法人の場合

1 審査方法

次の各号によるものとする。

- (1) 新規申請の場合は、当該事業を開始するに足りる自己資金又は金融機関からの融資が確実に得られるものであり、かつ、適正な返済計画が立てられていることを確認するものとする。
- (2) 直前2年の各事業年度における損益計算書上の役員報酬、減価償却費等が適正に執行されており、かつ、直前の事業年度における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値（以下「自己資本比率」という。）が1割以上である場合は、原則、経理的基礎があるものとする。
- (3) 直前事業年度における自己資本比率が0以上1割未満である場合
 - ア 直前2年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額（以下「計上利益金額等」という。）の平均値が0以上である場合は、原則、経理的基礎があるものとする。
 - イ 直前事業年度において、役員報酬、減価償却費等が適正に執行されており、かつ、経常利益金額等が0以上である場合は、原則、経理的基礎があるものとする。
 - ウ 直前事業年度における経常利益金額等及び直前2年間の事業年

度における経常利益金額等の平均値が0未満である場合は、今後の適正な返済計画又は売上計画等の内容から個別に判断するものとする。

(4) 直前事業年度に債務超過となった場合において、次の場合は、今後の適正な返済計画又は売上計画等の内容から個別に判断するものとする。

ア 直前2年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が0以上である場合

イ 直前事業年度において、役員報酬、減価償却費等が適正に執行されており、かつ、経常利益金額等が0以上である場合

(5) 上記基準により一律に経理的基礎を有すると判断するのではなく、法人税及び本市の市税に関して納税の義務を果たしていること、また、更新申請の場合は、七尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成18年七尾市条例第36号）第30条に定める一般廃棄物処理手数料（以下「処理手数料」という。）が未納になっていないことを確認するなど、慎重に検討を行い、その有無を判断するものとする。

2 不許可処分

直前の事業年度に債務超過となった場合において、直前2年の各事業年度の経常利益金額等の平均額が0未満であり、かつ、直前事業年度において経常利益金額等が0未満である場合は、経理的基礎がないものとして不許可とする。

第2 営業実績が2年以上ある個人の場合

1 審査方法

次の各号によるものとする。

(1) 新規申請の場合は、当該事業を開始するに足りる自己資金又は金融機関からの融資が確実に得られるものであり、かつ、適正な返済計画が立てられていること。

(2) 直前事業年度において資産の額が負債の額以上である場合は、原

則、経理的基礎があるものとする。

(3) 直前事業年度において資産の額が負債の額に満たない場合は、直前2年の各事業年度のうち少なくとも1年分は所得税を納税している場合に限り、その負債の状況を踏まえ、今後の適正な返済計画又は売上計画等の内容から個別に判断するものとする。

(4) 上記基準により一律に経理的基礎を有すると判断するのではなく、所得税及び本市の市税に関して納税の義務を果たしていること、また、更新申請の場合は、処理手数料が未納になっていないことを確認するなど、慎重に検討を行い、その有無を判断するものとする。

2 不許可処分

直前の事業年度において資産の額が負債の額に満たない場合で、直前2年において納付すべき所得税額が無い場合は、経理的基礎を有さないとして不許可とする。

第3 営業実績が2年未満の法人の場合

1 審査方法

次の各号によるものとする。

(1) 新規申請の場合は、当該事業を開始するに足りる自己資金又は金融機関からの融資が確実に得られるものであり、かつ、適正な返済計画が立てられていること。

(2) 今後2年以内に健全経営の軌道に乗ること、また、法人税及び本市の市税に関して納税の義務を果たしていることを確認するなど、慎重に検討を行い、経理的基礎の有無を判断するものとする。

2 不許可処分

前項に基づく審査により、経理的基礎を有しないと判断される場合は不許可とする。

第4 営業実績が2年未満の個人の場合

1 審査方法

次の各号によるものとする。

(1) 新規申請の場合は、当該事業を開始するに足りる自己資金又は金融機関からの融資が確実に得られるものであり、かつ、適正な返済計画が立てられていること。

(2) 今後2年以内に健全経営の軌道に乗ること、また、所得税及び本市の市税に関して納税の義務を果たしていることを確認するなど、慎重に検討を行い、経理的基礎の有無を判断するものとする。

2 不許可処分

前項に基づく審査により、経理的基礎を有しないと判断される場合は不許可とする。

附 則

この審査基準は令和5年1月16日から施行する。